

申請等書類の郵送受け付けについて (建設業許可、解体工事業登録、浄化槽工事業登録)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、建設業許可申請等の書類の受け付けについて、次のとおり取り扱うこととします。

1 対象期間

令和2年4月10日(金)より当面の間

2 提出方法

上記期間において、申請等書類(各種変更届を含む。)を郵送でも受け付けることとします。(従来どおり、持参による提出も受け付けますが、できるだけ少人数、マスク着用でお越しください。)

※ 提出期限がある書類については、期限に間に合うように提出してください。

3 郵送で提出する場合の留意点

[共通事項]

○一般書留など記録が残る方法で郵送してください。

※ 日本郵便(郵便(一般書留等)、レターパック(○赤色の封筒、×青色の封筒))か佐川急便の飛脚特定信書便をご利用ください。申請等書類は信書に該当するため宅急便やゆうパックでは送れません。

○提出・提示書類については、持参により提出する場合と同様です。提示書類については、**すべて写しを同封**してください。(原本提示は省略することとします。提示書類は一切返送しませんのでご注意ください。)

※ 書類の不足や不備等のため受け付けできない場合は、職員が電話でご連絡します。

○受け付け後、申請等書類の副本(事業者控え)のみ返送しますので、**必ず返信用封筒を同封**してください。

※ 返信用封筒はできるだけレターパックとしてください。(書類を提出する場合と同様に記録が残る方法で返信しますので、郵便封筒の場合は、あらかじめ一般書留等に必要な切手を貼り付けてください。)

[建設業許可における決算変更届]

○経営事項審査の受審について

受審を希望する場合は、「決算変更届（正本・副本）」の表紙右上に、それぞれ「**経**
審」と**朱書き**のうえ、付箋等で、日程表から希望する日程を3つ記載してください。

（日程表は経営事項審査の手引き参照）

例) 5/18AM、5/20、5/21PM

提出書類・提出方法等について、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

山梨県県土整備部建設業対策室

甲府市丸の内1丁目6番1号 県庁北別館3F

TEL 055-223-1843 FAX 055-223-1844